

重点課題2. 暮らしを支えるサービスの充実

福祉サービスは、障がいのある人の生活を直接サポートするもので、暮らしを支え、安心して生活するために、非常に重要な制度です。

障がいのある人のニーズに応えるため、既存の制度に捉われることなく、地域の特性に応じたサービスを検討し、提供できる体制を整備していくことが求められています。また、福祉以外の分野との連携を強めることや、関係機関における支援の専門性をより深めることも必要です。

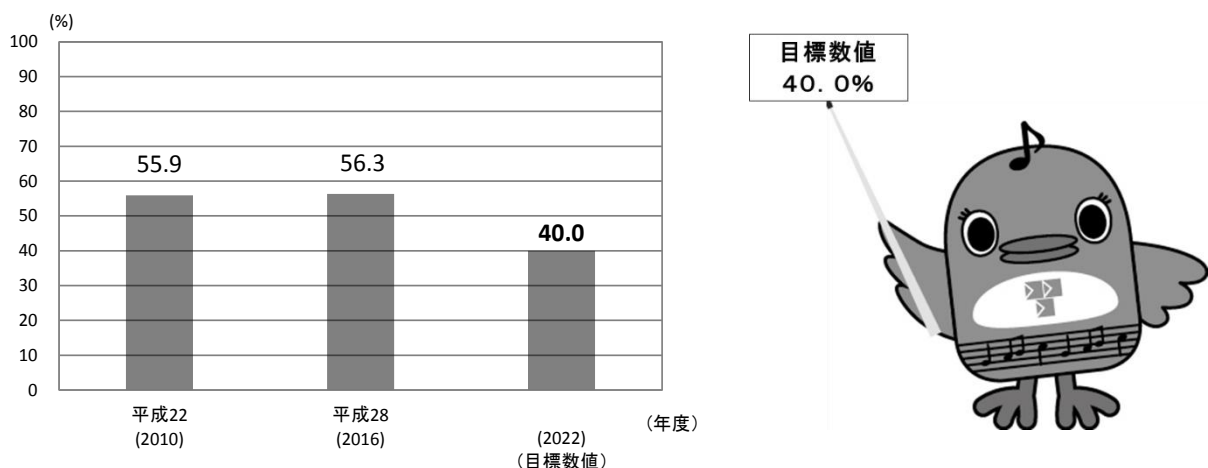
基本施策(1)それぞれの障がいや生活環境にあった福祉サービス等の提供
基本施策(2)地域生活支援事業の充実
基本施策(3)障害福祉サービス等の提供体制の充実
基本施策(4)保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実
基本施策(5)関係機関の障がいへの専門性を深める取り組みの強化
基本施策(6)訪問医療・訪問看護・訪問リハビリテーションの体制整備

■重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】 障害福祉サービスについて

問35:あなたは、障害福祉サービスの利用に関して困っていることはありますか。
(複数回答可)

数値目標の指標:「どのようなサービスを利用できるのかわからない」「事業者を選ぶための情報が少ない」「サービス利用の手続が大変」の選択肢の回答率の合計



障がいのある在宅の人(18歳以上)が障害福祉サービスの利用に関して困っていることについて、回答率の高かった3つの選択肢の回答率を指標としました。平成22年度の調査は55.9%でしたが、平成28年度は56.3%と若干増加しています。これは障害福祉サービスの多様化やそれに伴う手続きの煩雑さが影響しているものと考えられます。今後はよりわかりやすいサービス案内などにより、この回答率の減少を目指し、2022年度の目標数値は40.0%とします。

基本施策 (1)それぞれの障がいや生活環境にあった

福祉サービス等の提供

■現状と課題

各サービスの今後の利用意向についてのアンケート結果では、訪問系サービスでは、在宅の人(18歳以上)の回答において、「居宅介護」が最も高く、18歳未満の人と保護者の人(以下「18歳未満の人」という。)では、「行動援護」が最も高くなっています。

日中活動系サービスでは、在宅の人(18歳以上)の回答において、「短期入所」が19.7%で最も高く、次いで「自立訓練」が高くなっています。また、18歳未満の人は、「放課後等デイサービス」が69.7%で最も高く、次いで、「就労継続支援(A・B型)」「短期入所」「就労移行支援」が高くなっています。

居住系サービスは、在宅で障がいのあるどの年齢層の人でも「共同生活援助」と「施設入所支援」が共に高く、特に18歳未満の人では「共同生活援助」が44.9%と将来的な利用意向が非常に高くなっています。また、適切なサービスを受けながらアパート等での一人暮らしを希望する人もいます。

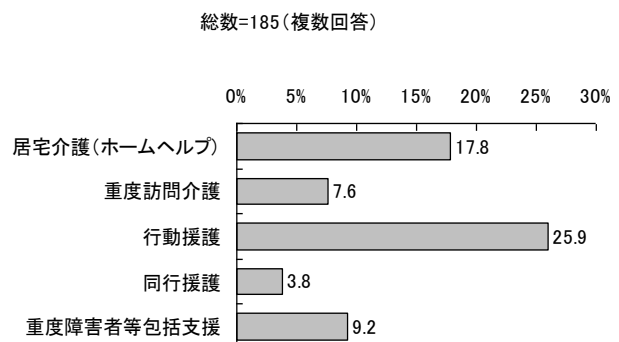
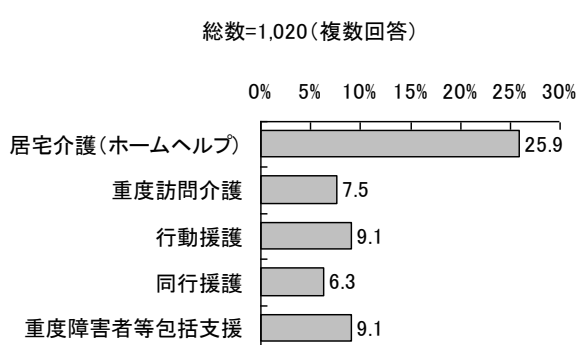
このようなことから、在宅や施設で適切な支援を受けながら生活するニーズが高く、医療的なケアとの組合せや介護保険制度との連携を視野に入れたサービスを提供する必要があります。また18歳未満の人では社会との関わりを持ちながら、将来的に自立した生活を送るためのサービスが求められています。

障害福祉サービスは、障がいのある人の自立した生活をサポートする上で欠かせないものであり、より利用しやすいサービス提供を図る必要があります。

■訪問系サービスの今後の利用意向

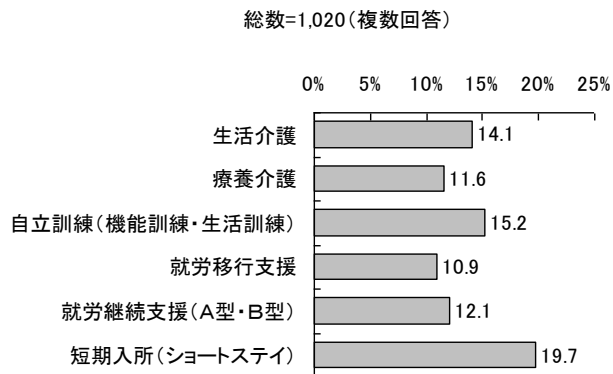
【在宅の人(18歳以上)】

【18歳未満の人と保護者の人】

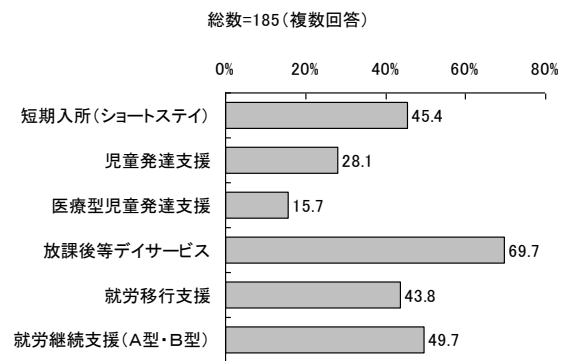


■日中活動系サービスの今後の利用意向

【在宅の人(18歳以上)】

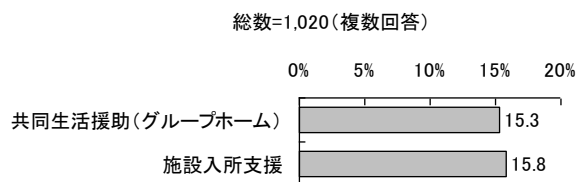


【18歳未満の人と保護者の人】

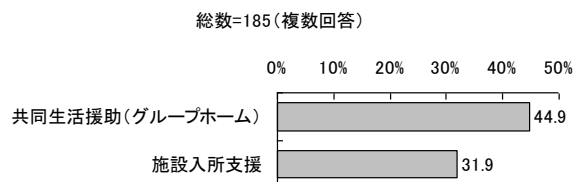


■居住系サービスの今後の利用意向

【在宅の人(18歳以上)】



【18歳未満の人と保護者の人】



■ 施策の方向性

障がいのある人が安心して自立した生活を送るための積極的な支援と利用しやすいサービス内容の充実

■ 施策の展開

- ・障がいのある人がより自立した生活を送るために必要な障害福祉サービス等の質的・量的な充実 【障がい福祉課】
- ・障がいのある人が緊急一時的に利用できるサービスの確保・充実 【障がい福祉課】
- ・障がいのある人やその家族の高齢化に伴う支援の充実 【障がい福祉課】
- ・福祉サービス等の各種手続に関する個別に必要な情報提供の充実 【障がい福祉課】
- ・障がい者手帳のない制度対象者に向けての障がい福祉のサービスの周知
【障がい福祉課】
- ・介護保険の移行期における障害福祉サービスの適切かつ柔軟な運用 【障がい福祉課】
- ・医療機関等を利用しやすい移動手段が選択可能な環境の整備 【障がい福祉課】
- ・将来の見通しが持てるよう、ライフサイクルに応じた支援の内容を本人やその家族に提供できる体制の構築 【障がい福祉課】
- ・高次脳機能障がいについて、個々の状況に応じたサービスの提供や一般市民への理解の推進 【障がい福祉課】
- ・介護保険事業所で障がい分野に参入の可能性のある事業所の動向の把握と参入への働きかけ 【障がい福祉課】
- ・障がいのある人のライフサイクルや家庭状況に応じた社会資源の検証 【障がい福祉課】



障害福祉サービス事業所による販売会の様子

基本施策 (2)地域生活支援事業の充実

■現状と課題

障がいのある人の地域生活を支える地域生活支援事業については、過去の実績から多くの人が利用していることがわかります。特に日常生活用具・給付等や日中一時支援の利用が多くなっていますが、事業によっては非常に利用が少ないものもあります。

障害者総合支援法の見直しが行われ、ニーズの多様化へのきめ細かい対応を図ることとしており、本市ではこれまで日中一時支援事業の宿泊支援の導入などにより、地域の課題へ対応してきました。

地域生活支援事業は、日常生活に密着した非常に重要なサービスであることから、サービスの周知を図り、利用の促進を図る必要がありますが、地域の特性なども踏まえて利用者の立場に立った利用しやすいサービスに見直していく必要もあります。

■地域生活支援事業の利用状況(平成25年度～平成28年度)

区 分	実利用人数			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
移動支援	96	116	124	127
日常生活用具・給付等	380	387	381	381
知的障害者職親委託	1	1	1	0
更生訓練費給付	5	4	3	-
成年後見制度利用支援	-	2	2	3
日中一時支援	255	267	298	305
自動車改造費助成	5	4	7	1
免許取得経費助成	2	1	1	2
地域活動支援センター I型	23	21	17	17
地域活動支援センター II型	81	79	84	84
地域活動支援センター III型	70	70	68	72
入院時コミュニケーション支援	-	-	-	2
訪問入浴サービス	10	10	10	7
意思疎通支援事業	47	47	48	46

■ 施策の方向性

事業の周知や利用の促進を図るとともに利用者の立場に立ったサービス内容とすることを基本とする地域生活支援事業の充実

■ 施策の展開

- ・地域の特性とニーズを踏まえた地域生活支援事業の質的・量的な充実 【障がい福祉課】
- ・地域生活支援事業についての周知の強化 【障がい福祉課】
- ・基準の定期的な見直し等、実施する事業所の安定的な運営につながる制度運営の確保 【障がい福祉課】
- ・日常生活用具の支給基準の定期的な見直し等による給付内容の充実 【障がい福祉課】
- ・賃貸住宅への入居を希望する障がいのある人に対する必要な支援の充実 【障がい福祉課】
- ・当事者や家族からの意見や地域共生協議会からの意見等を踏まえた社会資源の開発に向けての協議 【障がい福祉課】



日常生活用具の一例(点字タイプライター・人工喉頭(電動式))

基本施策 (3)障害福祉サービス等の提供体制の充実

■現状と課題

障がいのある人の状態や生活環境に合った障害福祉サービスの利用につながる情報の提供を積極的に行っています。

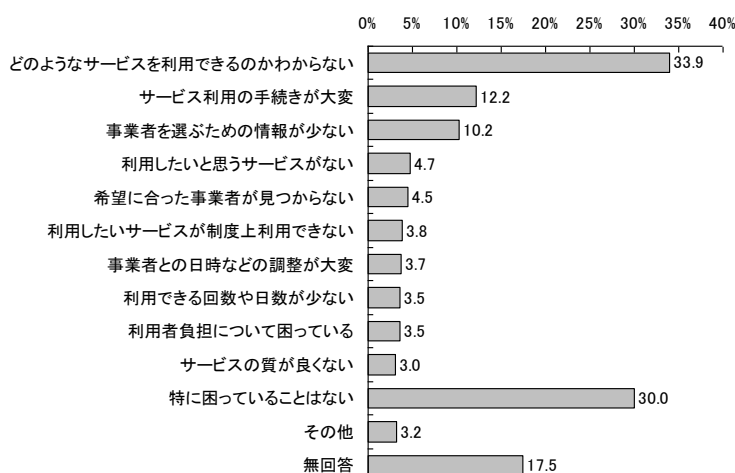
しかしアンケート結果では、在宅の人(18歳以上)のどの年齢層も、「どのようなサービスを利用できるのかわからない」「事業者を選ぶための情報が少ない」「サービス利用の手続きが大変」が特に高くなっています。また、18歳未満の人と保護者の人では「希望にあった事業者が見つからない」「事業者との日時などの調整が大変」「利用できる回数や日数が少ない」も高くなっています。

このようなことから、対象者に対し障害福祉サービス等について十分な情報提供を実施するなど、利用しやすい体制を構築する必要があります。

■サービス利用に関して困っていること(複数回答)

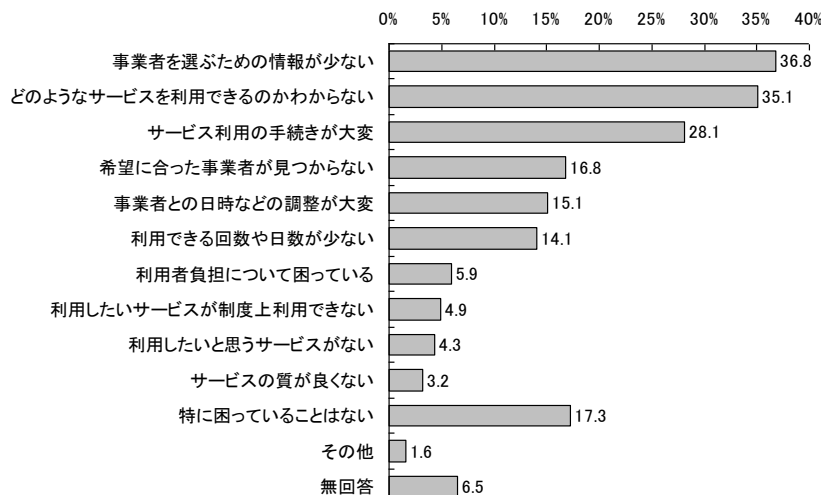
【在宅の人(18歳以上)】

総数=1,020(複数回答)



【18歳未満の人と保護者の人】

総数=185(複数回答)



■ 施策の方向性

対象者に対し障害福祉サービス等について十分な情報提供を実施するなど、利用しやすい体制の構築

■ 施策の展開

- ・福祉制度に関する障害福祉サービス事業所への情報提供の充実 【障がい福祉課】
- ・障害福祉サービスの利用を希望する人等への市内障害福祉サービス事業所について
のわかりやすい情報提供の実施 【障がい福祉課】
- ・障害福祉サービス事業所の安定的運営を図るための補助と事業所に関する周知
【障がい福祉課】
- ・障害福祉サービス事業所の安定的運営を図るための体制整備の推進 【障がい福祉課】
- ・雇用契約期間中の就労系障害福祉サービスの利用など、障がい者の自立を確保するための
障害福祉サービスの柔軟な運用の検討 【障がい福祉課】



市内障害福祉サービス事業所の一覧
「習志野市障害福祉サービス事業所ハンドブック」

基本施策 (4) 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実

■現状と課題

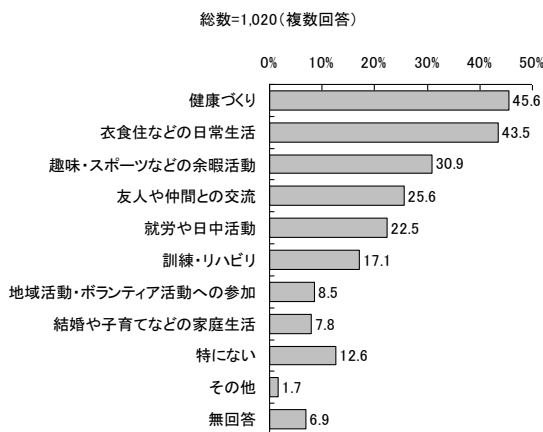
アンケート結果では、在宅の人(18歳以上)に今後の生活で充実させたいことや相談したい項目などを聞いたところ“健康”に関心を持つ人の割合は高くなっています。

また、日常生活の中で改善したいことでも、在宅の人(18歳以上)や施設に入所している人の“健康”への関心の割合は高くなっています。

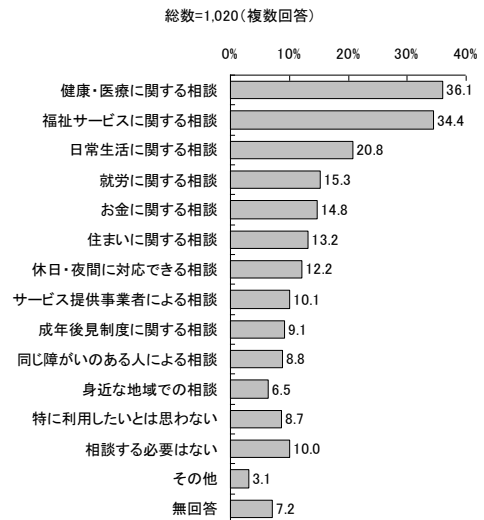
障がいのある人にとって疾病の状況が日々の暮らしに大きく関係している場合もあることから、地域に密着した保健活動や健康づくりの総合計画である「健康なまち習志野」を推進するとともに、行政や地域が実施する健康増進の取り組みを周知し、障がいのある人が参加しやすい環境を整えることが必要です。

【在宅の人(18歳以上)】

■今後の生活で充実させたいこと

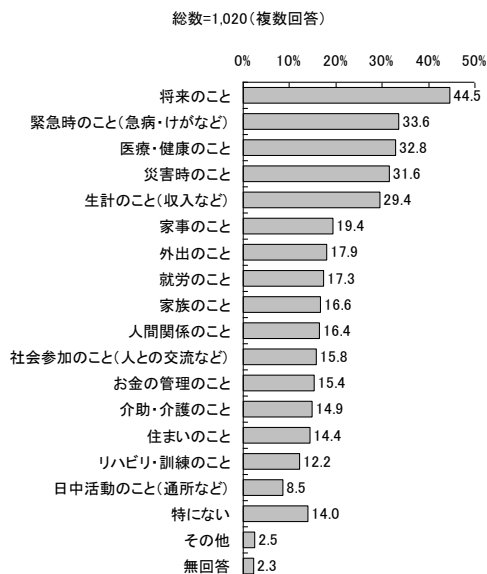


■相談したい項目等

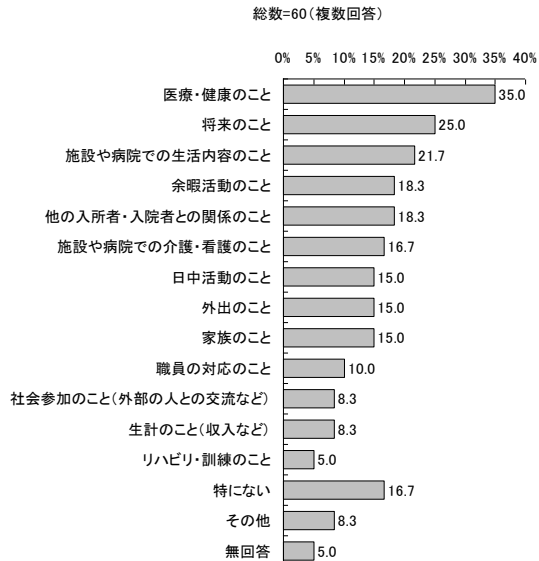


■日常生活の中で改善したいこと

【在宅の人(18歳以上)】



【施設に入所している人】



■ 施策の方向性

医療機関、行政及び地域で実施している健康維持・増進の取り組みの周知や障がいのある人が参加しやすい環境づくり

■ 施策の展開

- ・保健活動やケースワークにおける障がいのある人の健康状態の把握や、健康診査の受診勧奨【健康支援課・障がい福祉課】
- ・健康づくりの総合計画「健康なまち習志野」による疾病予防、健康づくり活動の推進【健康支援課】
- ・保健師、管理栄養士、歯科衛生士による個々の状況に応じた相談・指導の充実【健康支援課】
- ・生活習慣病などの疾病予防及び健康づくりに対する啓発活動の推進【健康支援課・障がい福祉課】
- ・特別支援学校、障害福祉サービス事業所等との連携による歯科健康教育の充実【健康支援課】
- ・県が実施する障がい者施設への歯科保健巡回診療指導の利用の促進【障がい福祉課】
- ・広報、ホームページによる医療体制及び医療機関に関する情報提供【健康支援課】
- ・様々な障がいに係る専門的な医療機関に関する情報収集及び情報提供【健康支援課・障がい福祉課】
- ・障がいのある人が低年齢から継続して歯科健診及び歯科受診できる環境づくりの推進【健康支援課】
- ・障がいのある人の健康診査の受診時等における事業所担当者など、関係機関との連携【健康支援課・障がい福祉課】

基本施策 (5)関係機関の障がいへの専門性を深める取り組みの強化

■現状と課題

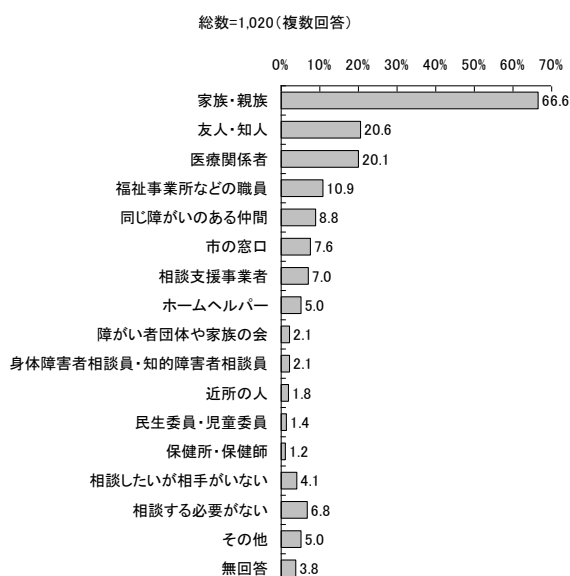
障がいのある人(施設に入所している人を除く。)が困った時に相談する人は、「家族・親族」「友人・知人」の割合が高くなっています。また、関係機関である「学校の教職員」、「福祉事業所の職員」や「相談支援事業者」などの割合も高くなっています。

このような中で、保育士や教職員、相談やサービスに関わる事業者等が、障がいへの理解と経験を深めることで、専門性を活かしたより質の高い取り組みにつなげることができます。

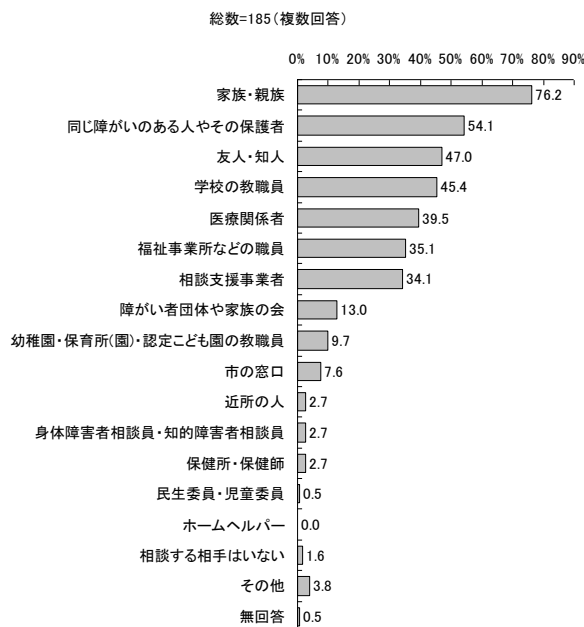
そのためには、経験や知識に応じた計画的な研修等による、資質の向上を図る仕組みを構築する必要があります。

■困った時の相談先

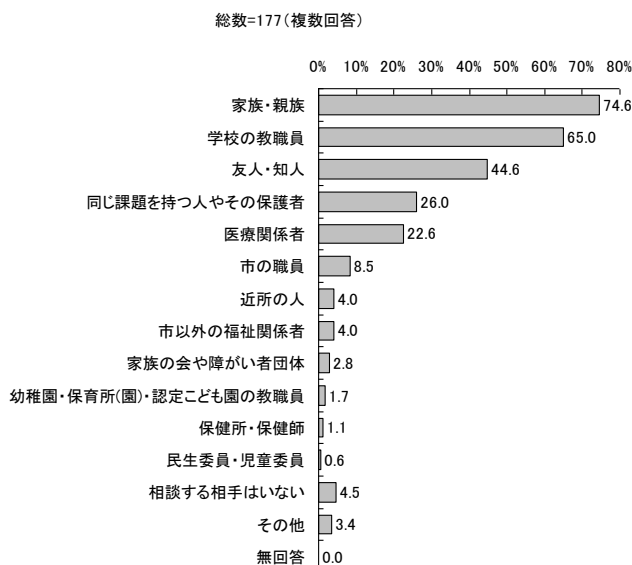
【在宅の人(18歳以上)】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人】



■ 施策の方向性

経験や知識に応じた計画的な研修等による、支援をする側の資質の向上を図る仕組みの構築

■ 施策の展開

- ・支援にあたる市職員の専門的研修への参加による資質の向上 【障がい福祉課】
- ・発達支援に携わる職員等を対象とする研修の充実 【ひまわり発達相談センター】
- ・福祉サービス事業所や保育・教育・児童育成に携わる職員への、障がいの理解を深めるための研修等の実施及び参加
【こども保育課・子育て支援課・児童育成課・指導課・障がい福祉課】
- ・保健・医療・福祉・教育等の関係機関に対する研修機会等の情報提供 【障がい福祉課】
- ・事業所職員や市職員への専門性を高めるための研修実施の検討 【障がい福祉課】



教員、保育従事者向けの案内チラシ「先生お困りですか？」

基本施策 (6)訪問医療・訪問看護・訪問リハビリテーションの体制整備

■現状と課題

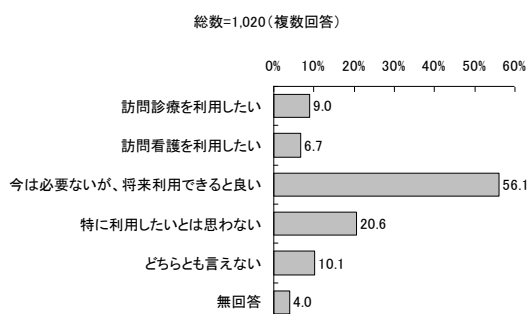
障がいのある人のアンケート結果(施設に入所している人を除く。)で訪問診療・看護については、「今必要はないが、将来利用できる」との回答がそれぞれ40%を超え、最も高くなっています。

また、「利用したい」との回答は、在宅の人(18歳以上)と18歳未満の人と保護者の人では10%前後となっています。

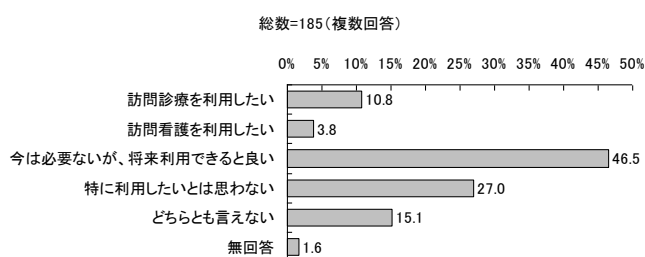
このようなことから、利用に関する情報提供や今後の利用者増加に向けての体制整備に係る検討を行う必要があります。

■訪問医療の利用意向

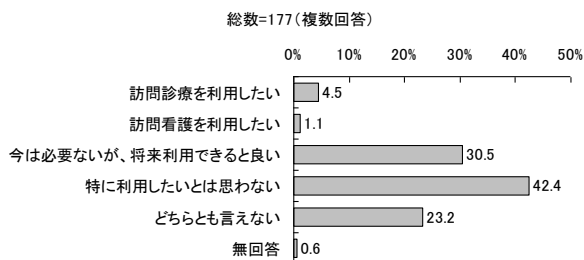
【在宅の人(18歳以上)】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人】



■ 施策の方向性

将来の訪問医療・訪問看護・訪問リハビリテーションの利用に関する情報提供や利用者増加に向けての体制整備に係る検討

■ 施策の展開

- ・訪問医療・訪問看護・訪問リハビリテーションを必要とする障がいのある人への情報提供
【障がい福祉課】
- ・訪問看護等のサービスを実施する事業者と、障害福祉サービス事業所との協議・情報共有の場の確保 【障がい福祉課】
- ・医療保護入院者や長期入院者の早期退院に向けた地域の訪問医療機関等と連携した取り組みの検討 【障がい福祉課】



ナラシド♪と習志野市社会福祉協議会マスコット「ふくっぴー」



習志野市障がい者スポーツ大会入賞者とナラシド♪